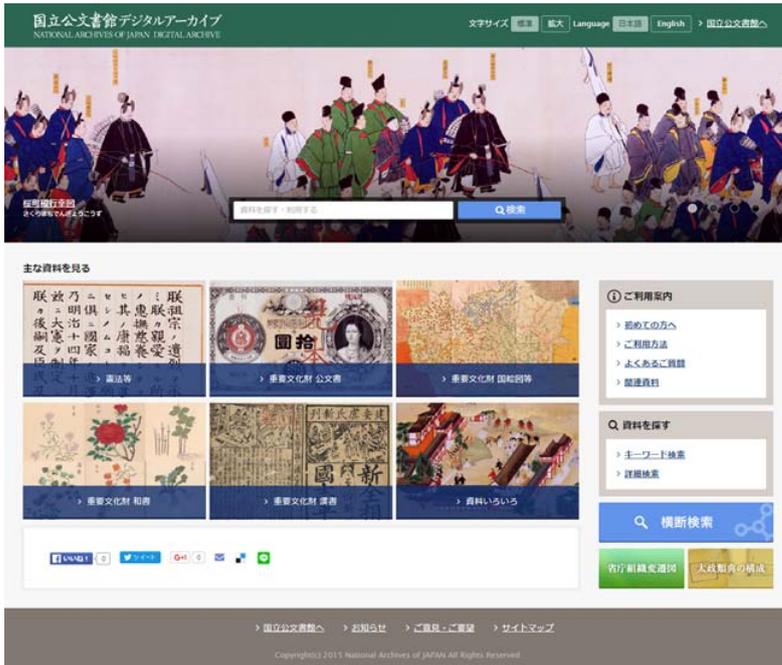


行政・司法各部門の支部図書館と専門図書館の連絡情報誌

びぶろすーBiblos

73号（平成28年7月）



特集：公文書を探索する



表紙写真：詳細は特集記事「公文書を探索する」を参照。

（左上）国立公文書館デジタルアーカイブ

（左下）外務省外交史料館所蔵「戦前期外務省記録」

（右上）ルクセンブルクにある欧州議会事務局（Robert Schuman Building）の外観

（右下）宮内庁宮内公文書館 公文書庫

73号（平成28年7月） 目次

+++【特集：公文書を探索する】+++++		
『特集：公文書を探索する』にあたって		2
公文書館の国際的動向をめぐって		
	学習院大学文学部教授 保坂裕興	3
国立公文書館の活動について		
	国立公文書館総務課企画法規係公文書専門員 長谷川貴志	8
宮内庁宮内公文書館の紹介		
	宮内庁書陵部図書課宮内公文書館公文書調査室 辻岡健志	10
外務省外交史料館の所蔵史料・活動の概要		
	外務省大臣官房総務課外交史料館 日向玲理	12
近現代政治史を映す憲政資料		
	国立国会図書館利用者サービス部政治史料課 鈴木宏宗	14
欧州議会とアーカイブ		
—歴史公文書部門を訪問して—		
	国立国会図書館調査及び立法考査局議会官庁資料課 舟越瑞枝	16
+++++		
ニュージーランド図書館訪問記		
：国立図書館、市立図書館、議会図書館		
	国立国会図書館総務部支部図書館・協力課 横田志帆子	18
国立国会図書館 利用者アンケートご協力のお願ひ		22
日誌（平成28年4月～平成28年6月）		23
国立国会図書館刊行物紹介（平成28年4月～平成28年6月）		25

『特集：公文書を探索する』にあたって

今回の特集では、公文書を取り上げます。

平成 23 年 4 月 1 日に公文書管理法（「公文書等の管理に関する法律」平成 21 年法律第 66 号）が全面施行されました。公文書（国の行政文書等）は国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録です。文書サイクルを通じた公文書の適正な管理によって、国民側だけでなく、行政側にとっても、過去の意思決定過程や事務の実績の記録が容易に利用できるようになり、適切な政策決定や業務の効率に資することになります。

そこで、今号では、はじめに国際動向についての解説を、続いて日本国内の公文書保存機関である国立公文書館と、皇室・外交に関する公文書を所蔵する宮内庁宮内公文書館、外務省外交史料館の方々に各館の設立の経緯と所蔵資料、公開方法について書いていただきました。

関連して、国立国会図書館憲政資料室が所蔵する日本近現代の政治家、官僚、軍人等の個人文書を紹介します。公文書には現れない政策決定や交渉の裏側を、政治家や官僚の生涯にわたって解明することができます。

また、欧州議会の歴史公文書部門の訪問記では、欧州議会の文書管理の流れと利用についてご紹介しております。

皆さまの調査の参考としていただければ幸いです。

※防衛関係の公文書を所蔵している防衛省防衛研究所戦史研究センターは 75 号（平成 29 年 1 月刊行）で御紹介いただく予定です。

（編集担当）

【特集：公文書を探索する】

公文書館の国際的動向をめぐって

学習院大学文学部 教授 保坂 裕興

世界各国における公文書館制度は独自の歴史的経験とエトスを背景に持ち、同じものが1つとして存在しないような固有の縄をなってきた。その視線を地方や町村に伸ばせば、さらに独自の幾筋もの縄が見出される。そのため、公文書館の国際動向の紹介は一筋縄ではいかない。以下では、近代アーカイブズ(公文書館)の嚆矢として、3つの事例を紹介するとともに、現代におけるアーカイブズの進化と多様化の例として、3つの事例に触れる。

1. 近代アーカイブズ(公文書館)の嚆矢

(1) アメリカ

イギリスの植民地であった時代を背景に持つアメリカ東部13州は、1776年「アメリカ独立宣言」¹の中で、イギリス国王が各地の立法機関を不便で公文書保管所から離れた場所に設けたため、その煩勞により国王の暴政に従うほかないことを苦情の一つに数え上げていた。この独立宣言起草にも加わったジョン・アダムズやベンジャミン・フランクリンらが出たマサチューセッツ州は、1780年に制定する州の憲法²の中にこの苦い経験に基づいた自らの公文書論を刻み込む。立法過程における異議申立は文書によって行い、議会の採決で法案や決議を決した際には議員の名前を州の公文書に記録することとし(第1章第1節第2条)、州の記録は國務長官が事務所において保存し、自らの行動を説明できるように

するとともに、記録が必要とされる上院・下院等各種会議に出席しなければならないとした(第2章第4節第2条)。アメリカは新しい国、州政府をスタートさせるに際し、その苦い経験のゆえに、公文書の保存・活用を政府運営方法の中核に位置付けていたのである。

(2) スウェーデン

スウェーデンは、1766年、「著述と出版の自由に関する国王勅令」、いわゆる出版自由法を憲法の一部として成立させ、全ての国民はあらゆることに関し自らの考えを制約されることなく述べる自由を持ち、それは著述や出版にも適用されると規定した(第5章)。その上で、議会、行政府、司法府、王立委員会等の公的機関のあらゆる公文書は印刷が許可されるとし、次のように述べる(第10章)。

それを行うためには、全てのアーカイブズに対して自由にアクセスすることが許されるべきである。つまり、それを持つ場所で当該文書を写したり、認証された写しを取得したりすることができる³。

当時、王権を制限し「議会の時代」に突入したスウェーデンでは、与党が日々盛んになる新聞報道や出版活動に検閲制度を敷き、多くの著作、新聞等を発行不許可としてきた。しかし二大政党が競う中で逆に言論・出版の自由を積極的に論じるようになる。その中心議員ノルデンクランツの主張は、議会を適切に運営するためには、公文書等を印刷配布する

¹ [Declaration of Independence, July 4, 1776](#)

² [Constitution of Massachusetts, 1780](#)

³ Hogg, Peter. (trans.) "His Majesty's Gracious Ordinance Relating to Freedom of Writing and of the Press(1766)". *The World's First Freedom of Information Act*. Anders Chydenius Foundation, 2006. pp.8-17.

ことによって、議事の内容や動機についても知識を共有すべきというものであった。これが基軸となり、より民主的で有効な議会制度が追求される中で、〈表現の自由〉とともに、その重要な情報源たる〈公文書閲覧制度〉が産み落とされたのであった⁴。スウェーデンや当時同国に併合されていたフィンランドの公文書館にとっては、〈表現の自由〉とそれに寄与する情報公開、すなわち当時の〈公文書閲覧制度〉こそが、活動の精神的支柱となってきた⁵。

(3) フランス

一方フランスでは、革命末期、1794年法令により世界で最初の中央統制型国家アーカイブズ体制を出現させた。国家中央アーカイブズは、封建時代の土地所有権証書等を破棄する一方、議会文書、選挙結果、国印・貨幣・標準器、公的財産・借金証書、外交文書、人口統計、土地登記証等を所蔵することとなった。そして同法令第37条は、やはり世界で最初とされる〈市民の公文書閲覧権〉を次のように規定する。

すべての市民は、定められた日時に、全ての文書保管所において、所蔵する資料の閲覧を請求することができる。この閲覧は、無料で、かつ内容を変えることなく、ただし適切な監視による予防措置のもとで許可される⁶。

ではなぜ、このような体制と権利が打ち立てられたのか。近年の研究では革命政府がこれらを政治支配の道具として利用したことを指摘するものがあり⁷、一面の真実を捉えるが、

世界のアーカイブズ・コミュニティは、フランス革命におけるより本質的で構造的な意義を認めてきた^{8 9}。

というのは、1789年8月、革命のさなかに採択された「人間と市民の権利宣言」は、国民主権を明記しただけではなく、市民が法律の制定や租税の設定等に直接参加する権利等を持つとした。アーカイブズ体制と〈市民の公文書閲覧権〉は、少なくとも構造上、主権者である国民が公文書を閲覧して、法律の制定や租税の設定等に参加する民主的回路を開くものであったのである。これに影響を受けたヨーロッパ各国は、1850年頃までに中央統制型国家アーカイブズ体制と〈市民の公文書閲覧権〉を取り入れつつ、独自の発展を遂げていくのであった¹⁰。

上記では18世紀後半に起源を持つわずかな事例に触れたのみだが、それでも近代アーカイブズは政府の運営方法、統治方法、情報公開・共有の方法、政府活動への市民参加の方法として位置付けられることがあったことがわかる。これらの特徴はその後の年月を経る中で、多種多様に練り上げられ、新しい要素が加えられ、研ぎ澄まされてきた。世界の公文書館活動の中でどんなことが今の時代を切り拓いているのか、3つの例を挙げたい。

2. 現代における進化と多様化

(1) イギリスのアーカイブズ

第1に、長期にわたり継続的かつ斬新な改革を推進してきたイギリスの公文書館を紹介

⁴ 柳沢伸司「スウェーデン『一七六六年出版自由法』成立過程」『新聞学評論』37,1988,pp.131-141. [当館請求記号 Z21-85] (編集注：以下、請求記号は国立国会図書館の請求記号)

⁵ Justrell, Börje. *What is This Thing We Call Archival Science?*, The National Archives of Sweden, 1999.

⁶ [Loi du 7 messidor an II \(25 juin 1794\), Bulletin des lois 12, N° 58.](#)

⁷ Pomian, Krzysztof. «Les Archives». *Les Lieux de mémoire. tome.3 Les France. vol.3 De l'archive à l'emblème.* Gallimard, 1992. pp.162-233.

⁸ Wagner, Alfred. The Policy of access to archives: from restriction to liberalization, *Unesco Bulletin for Libraries*, vol. 24 no. 2, (1970.3-4), pp.73-76. [請求記号:Z55-A151]

⁹ Panitch, Judith M. Liberty, Equality, Posterity?: Some Archival Lessons from the Case of the French Revolution, *American Archivist*, Vol. 59 no.1 (Winter 1996), pp.30-47. [請求記号:Z55-C99]

¹⁰ 注5に同じ。

し、それが何をもたらしたのかを見る。同国政府が記録委員会を設置したのは1800年であり、当時はロンドン塔やウェストミンスター寺院ほか数カ所に公文書等が散在していたが、1838年の公記録館法とともにその本格的な管理が始まり、1856年にはロンドンのチャンスリーレーンに本拠地となる公記録館

(Public Record Office: PRO) を開館した。以後、1877年と1898年の法改正では公記録の廃棄ルール等が定められ、第二次世界大戦後、1954年のグリッグ・レポート「行政機関の記録に関する委員会報告書」を受けた1958年の公記録法では、行政機関への記録管理官 (Departmental Record Officer: DRO) 配置、作成から5年後と25年後の二段階による記録評価選別法、PROによるその監督・指導、50年原則による公開等が定められた。1967年の同法改正では30年原則が、そして2010年の法改正で20年原則が定められ、2013年からは20年原則の実現に着手している¹¹。1997年にはロンドン郊外のキューに全面移転し、2003年には王立歴史手稿資料委員会 (Royal Commission on Historical Manuscripts) ほかと合併し、[The National Archives](#) (TNA) へと名称変更を行うなど、種々の改革を行ってきたのであった。¹²

これらの成果はいかほどか、アーカイブズ資料の利用状況により見てみたい。年次報告書¹³によれば、TNAへの来館利用件数が年間約65万件、オンラインによる利用が年間約2億件で、過去4年で前者は12%、後者は55%の増加率を示している。65万件という数字は、1人で1日に10件を閲覧する利用者が、仮に365日開館として、1日に178人来館する勘定となる。オンラインの利用件数は、

同様に計算すれば1日に54,794人が利用していることになる。

職員数の推移を見ると、1838年に38名でスタートし、1878年には100名の大台に乗る。第二次世界大戦後には記録の急激な増加と利用要求の増大に伴い、顕著な増加傾向を示し、1979年には436名に至る。その後約20年は増減を繰り返すが、上述の合併・名称変更の後、2005年には548名に達し、2015年現在、614名を擁する。¹⁴

以上から、このようなアーカイブズ利用の文化は一日にして成ったものではないことがわかるだろう。こうしてみると、イギリスのアーカイブズ制度は、随分昔から、あるいは遅くとも第二次世界大戦後からはく知識情報社会>を先駆けて拓くように、知的資源の整備・公開に努めてきた様子が見える。イギリスのみならず、欧米の主要国が、日本と同じ人口規模を持つとすれば、いずれも1千名を超える公文書館職員を擁し¹⁵、かつ多種多様にして多数の利用者がいる実態は、その契機やエトスに違いはあっても、長期にわたる公文書館制度改革の産物であると思われるべきだろう。

(2) カリフォルニア州アーカイブズ

第2に取り上げるカリフォルニア州アーカイブズ ([California State Archives: CSA](#)) は、一方で州全域を対象とするアーカイブズ資料等の統合データベース [Online Archive of California](#) (OAC) に目録情報等を提供する関係を持ちつつ、他方で州政府の記録管理の透明性を高めることに独自の工夫を凝らした事例である。CSAは2種類のオンライン・データベースを独自に稼働させている。1つは [MINERVA](#) であり、収蔵資料の基本目録兼り

¹¹ Cantwell, John D. *The Public Record Office 1838-1958*, HMSO, 1991.

¹² [History of the Public Records Acts](#), The National Archives

¹³ [Annual Report and Accounts of The National Archives 2014-15](#), 2015.7, The National Archives.

¹⁴ 同前、また注11の *The Public Record Office 1838-1958* による。

¹⁵ 「資料1 [平成27年度公文書管理の在り方に関する調査](#)」、内閣府公文書管理委員会、2016年6月

ッチコンテンツ提供ツールである。OAC から提供される情報との違いは、州政府当局から移管されたばかりの歴史公文書等について、タイトルの横に「受け入れました (accessioned)」と記して速やかに基本情報を掲載することである。もう1つは、2012年に運用が開始された州政府現用記録の保持スケジュール・データベース [ATHENA](#) である。すなわち、ある現用記録のシリーズやファイルが何年までどの部局で保管され、何年に移管／廃棄されるのかを確定した個票を PDF ファイルで見ることができるのである。これら両者がワンセットで運用されることにより、アーカイブズ／記録管理の透明性を高め、オープンガバメントを促進していることが注目される。また、OAC を通して公文書館、図書館、博物館等の記録資料等にアクセスした利用者が MINERVA、そして ATHENA へと遡れば、州政府の関連する政策・方針や補助金行政等に関連するアーカイブズ／記録にまでアプローチできるのであり、文化・学術から政治・行政までの一つながりの回路が開かれたこととなる。これらデータベース群は、21世紀における情報資源管理の新しい可能性や創造性を示すのではないか。

(3) ニュージーランド国家アーカイブズ

第3に紹介するのは、ニュージーランド国家アーカイブズ ([Archives New Zealand: ANZ](#)) が運営する [The Community Archive \(TCA\)](#) である。公文書館が当該管轄域におけるアーカイブズ資料の所在を把握し、その保存・利用に一定の協力をすることはしばしば行われてきたことで、ANZ も 1979 年以来、アーキビスト協会や国立図書館と協力して、国家アーカイブズ・手稿資料登録簿 (NRAM) を運用してきた。TCA はその事業を受け継ぐものだが、対象を個人、学校、企業、自治体

を含む全てのコミュニティに拡大し、基本目録情報と可能な場合にはデジタル・コンテンツを登録してもらおうデジタル・アーカイブ・システムとして 2009 年に再出発したものである。現在、369 の提供者 (団体) があり、サイト上ではこれをめぐる意見・情報交換が盛んに行われている。

一見したところ、対象範囲やサービスのあり方の点で先の OAC に類似しているが、ANZ が対象をあらゆるコミュニティに拡大した背景には、先住者マオリの人々及びその遺産を保護し、そのために関連コミュニティ・アーカイブズの保存支援を行うという課題と責任が存在した¹⁶。この意味で TCA は、国家・社会による人間の尊厳の回復と多様性の尊重のための一方策として現出したと言えよう。

おわりに

わずか3つの事例によるものであるが、アーカイブズが、知識情報社会を成熟させるように、記録情報管理の透明性を高めデジタル情報社会の新しい可能性を開くように、そして国家・社会の困難な課題に応えるように発展してきた姿をみた。

2009年、日本で成立した「[公文書等の管理に関する法律](#)」は、国及び独立行政法人等の公文書等は健全な民主主義の根幹を支える知的資源であり、国民が利用できるものと位置付けた上で、行政が適正かつ効率的に運用されるようにし、現在及び将来の国民への説明責任が全うされるようにする、とした。

しかし残念ながら現在のところ、日本に住む人々の多くは、この法律の趣旨が実現されるということがどのようなことなのかを知らない一方、国等の説明責任／情報公開について及第点を付けることにためらいを覚えるの

¹⁶ [Annual Report 2008/09, Archives New Zealand](#)

ではないか。

先に挙げた現代の 3 事例では、人口比や GDP 比を考慮すると日本より小さな公的組織（国・地域）でありながら、公文書等管理のための制度やシステムの改善・充実に精力的に取り組んできた。その理由は、長期にわたり改ざんされることなく体系的に保存された〈確かな証拠〉としてのアーカイブズ（特定された重要な公文書等）に依拠しなければ解決できないような困難な課題があり、またアーカイブズに拠らなければ実現できないような希望と未来があるからである。そのような困難な課題と、課題を克服しようとする将来への期待は日本においても憲法論議、国際協議、TPP 協議、東日本大震災からの復興、人口減少問題等、枚挙にいとまがないであろう。このような取り組みに公文書等管理、公文書館活動が組み込まれていくとき、日本の、地域の、特定領域の固有な縄がなわれ、掛け替えのないアーカイブズが人々の前に姿を現すのではないか。

（ほさか ひろおき）

【特集：公文書を探索する】

国立公文書館の活動について

国立公文書館総務課企画法規係 公文書専門員 長谷川 貴志

はじめに

[国立公文書館](#)（以下、「当館」という。）は、後世に残すべき歴史資料として重要な公文書その他の文書（以下、「歴史公文書等」という。）の保存及び利用に関する中核的機関です。その業務内容も多岐にわたり、移管又は寄贈・寄託により受け入れた当該文書について、永久に保存し、利用に供するとともに、歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言、調査研究、研修等を実施しています。



国立公文書館（東京本館）

1. 沿革

当館設立の背景には、1959年11月の日本学術会議会長から内閣総理大臣宛の勸告「公文書の散逸防止について」がありました。その趣旨は、公文書の散逸防止とその一般利用のための適切な措置を政府において講ずるとともに、「究極の目標」として「国立公文書館」の設置が挙げられました。政府もその必要性を認めていたことから、国内の公文書の保存状況、散逸防止及び一般利用の方策等を検討し、1971年7月に総理府（現：内閣府）の附属機関として、当館が設置されました。

設立当時の当館は、国の行政に関する公文書その他の記録の保存と閲覧を行っていました。しかし、当館が国の行政機関から公文書を受け入れる仕組み（移管制度）については、

総理府設置法（昭和24年法律第127号）上、規定されていませんでした。

この点が、1999年6月に成立した「[国立公文書館法](#)」（平成11年法律第79号）によって改められ、当館は、行政機関だけでなく立法府及び司法府から、「歴史資料として重要な公文書等¹⁾」の移管を受け、当該文書を保存し、利用に供することが可能となりました。

さらに、2009年7月の「[公文書等の管理に関する法律](#)」（平成21年法律第66号、以下「公文書管理法」という。）の成立により、当館の果たすべき役割はこれまで以上に大きくなりました。

同法で、公文書等は、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」として「主権者である国民が主体的に利用し得るもの」と位置づけられました。当館は、公文書等の中でも、例えば、閣議決定文書や重要な政策に係る意思決定過程に関する文書といった歴史公文書等の保存及び利用に関する機能が強化され、文書のライフサイクル（作成・取得から整理、保存、移管・廃棄、利用）を通して、行政機関等における歴史公文書等の評価選別に係る適切な判断を支援するため、専門的技術的な助言等を行うこととなりました²⁾。

また、公文書管理法により、当館は、国の機関からの移管だけでなく、独立行政法人等からの移管、法人その他の団体及び個人からの寄贈・寄託により、歴史公文書等の受入れも行うことが可能となりました。

このように、当館は、我が国の歴史的事実として国民が利用するのにふさわしい文書の保存及び利用について、我が国の中核的機関として位置付けられてきました。

なお、1998年7月に筑波研究学園都市内に、つくば分館を設置し、書庫等の拡充を行いました。また、2001年4月に、当館は国の

¹ 公文書管理法の制定により、「歴史公文書等」と改められました。

² 国の行政機関において作成又は取得されている行政文書が歴史公文書等に該当するの否かを判断する際の基本的な考え方、具体的な判断指針は、「[行政文書の管理に関するガイドライン](#)」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）において示されています。（最新：平成27年3月13日一部改正）

行政改革の一環として、独立行政法人に移行しています。

2. 所蔵資料

当館は、約 139 万冊（排架距離：約 61km）の資料を所蔵しています³。所蔵資料は、温湿度が管理されている専用書庫に、資料の形状に合わせて排架されています。



東京本館書庫

所蔵資料の特徴は大きく二つに分けることができます。第一に、江戸幕府が収集し明治政府に引き継がれた蔵書（例 紅葉山文庫）と明治政府が収集した古書、古文書、洋書等からなるコレクション（内閣文庫）です。

第二に、行政機関から移管された、明治初期から現代までの国の重要な意思決定に係わる文書で、憲法をはじめ法律、勅令、政令、条約等の公布原本等です。

所蔵資料の中には、織田信長や豊臣秀吉の朱印状を含む朽木家古文書、江戸幕府の命で作成された城絵図（正保城絵図）、また、太政官において授受した 1868 年から 1885 年での公文書のほとんどを、各省庁別、年月別に編集した「公文録」等、全 29 点の国の重要文化財が含まれています。この他にも、司法院から移管された裁判文書や独立行政法人等から移管された文書、法人等又は個人から寄贈・寄託された文書⁴を所蔵しています。

3. ご利用について

(1) 所蔵資料の利用

当館の所蔵資料の利用は、公文書管理法において、国民の権利として明記されており、

個人の権利利益を害するおそれ、その他合理的な理由があるものを除き、誰もが利用することができます。

資料は、閲覧室で手に取って見ることができ、デジタルカメラ等で資料を撮影することも可能です。また、所定の手数料を負担することで、資料の複写物の提供（写しの交付）を受けることもできます。なお、東京本館の閲覧室については、閲覧室利用者の利便性を図るため、2016 年 4 月から、土曜日の開室⁵を始めています。

(2) 利用の促進

当館では、多くの方に所蔵資料への親しみを持っていただくため、以下のような様々な取組を行っています。

○[展示会](#)の開催

歴史公文書等に触れる機会を提供し、利用の促進を図るため、毎年、テーマを設定して、特別展（春・秋）及び企画展を開催しています。また、大日本帝国憲法、日本国憲法、終戦の詔書（いずれも複製）を常時展示しています。

○[国立公文書館デジタルアーカイブ](#)

インターネットを通じ、いつでも、どこでも、誰でも、自由に、無料で、所蔵資料の目録情報の検索、日本国憲法等の国のあゆみが記された文書や重要文化財等のデジタル画像の閲覧・印刷・ダウンロードが可能な「国立公文書館デジタルアーカイブ」を開設しています。

また、館の取組等を幅広く紹介するために、『[国立公文書館ニュース](#)』（年 4 回）の刊行やツイッターによる情報発信、「[国立公文書館友の会](#)」制度を設けております。

おわりに

当館は、皆様に開かれた施設です。一人でも多くの方々に、当館の活動や所蔵資料への理解を深めていただきたいと考えておりますので、是非、ご来館ください。

（はせがわ たかし）

³ 平成 27 年度末時点。

⁴ 例えば、佐藤榮作氏御遺族から寄贈された佐藤榮作日記や KDDI 株式会社から寄贈された主として通信省が作成取得した文書などがあります。

⁵ 東京本館閲覧室は、火曜日から土曜日が開室となり、月曜日・日曜日・祝日・年末年始が閉室です。つくば分館閲覧室は、月曜日から金曜日が開室となり、土曜日・日曜日・祝日・年末年始が閉室です。

【特集：公文書を探索する】

宮内庁宮内公文書館の紹介

宮内庁書陵部図書課宮内公文書館公文書調査室 辻岡 健志

1. 設立の経緯

[宮内庁書陵部](#) 図書課 [宮内公文書館](#) では、明治以降の宮内省・宮内府・宮内庁が作成又は取得し、当館に移管された特定歴史公文書等を所蔵しています¹。

宮内公文書館は平成 22 年（2010）4 月 1 日、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年 7 月 1 日法律第 66 号）の制定を受けて、代々皇室に伝わってきた古典籍・古文書類を所蔵する [図書寮文庫](#) とともに設けられました。翌 23 年 4 月 1 日には、同法の施行により特定歴史公文書等を管理する施設（国立公文書館等）に指定されています。

当館自体は開館から数年の組織ですが、宮内省以来の公文書管理の歴史は明治 17 年（1884）の図書寮設置に遡ります²。その後、明治 40 年公布の宮内省官制をもって「公文書類ノ編纂保管」が明確に示され、他に先がけて公文書を集中管理する体制が構築されました。以後、宮内省図書寮からその業務を引き継いだ宮内庁書陵部（昭和 24 年（1949）6 月 1 日設置）へと変遷しながら、公文書に係る事務を執り行ってきました。

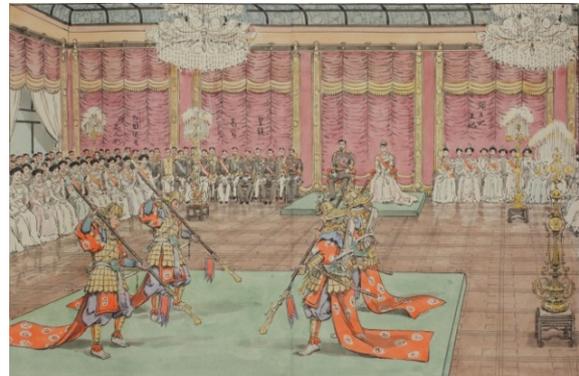
現在、当館ではこのように長年にわたって積み重ねられてきた実績を踏まえながら、公文書の保存、利用、調査・研究などに関する業務を行っています。

2. 所蔵資料について

宮内公文書館には、明治 2 年（1869）に宮内省が設立されて以来の皇室や宮内省に関する公文書が所蔵されています。

宮内省は内閣から独立して、皇室の事務を執り扱った機関でした。戦後、宮内省の事務は宮内府への再編を経て、皇室関係の国家事務を行う行政機関である宮内庁へと引き継がれ、現在に至っています。

当館の所蔵資料は、明治以降に宮内省・宮内府・宮内庁が作成・取得してきた一大文書群で、89,649 件にのぼります（平成 28 年 5 月末現在）。形態もさまざまで、文書のみならず絵巻、絵図、写真など多岐にわたります。



大婚二十五年祝典の場面
(明治天皇御紀附図稿本 巻 2 より)

所蔵資料の特色としては、天皇や皇族方の御活動に関する資料など他にはない文書が多いこと、移管元である宮内庁の職務利用が多く、歴史的公文書等であっても現用性の高い

¹ 宮内公文書館の概要は、石原秀樹「宮内公文書館について」『書陵部紀要』宮内庁書陵部編、宮内庁書陵部、(63),2011 年度[国立国会図書館請求記号：Z71-D358]（編集注：以下、請求記号は国立国会図書館の請求記号）、宮間純一「古文書めぐり 宮内公文書館所蔵の公文書：宮内省草創期の記録」『古文書学研究』日本古文書学会編、日本古文書学会、(75),2013.6[請求記号：Z8-1437]、丸山寿典「宮内公文書館について」『アーカイブズ』国立公文書館編、国立公文書館、(52),2014.3[請求記号：Z71-D358]参照。

² 書陵部の歴史的変遷についての詳細は、宮間純一「宮内省・宮内府・宮内庁の組織に関する基礎的研究(1) 図書寮・書陵部における官制・事務分掌の歴史的変遷」『書陵部紀要』宮内庁書陵部編、宮内庁書陵部、(64),2012 年度[請求記号：Z22-358]参照。

ことなどが上げられます。書陵部編修課による「昭和天皇実録」等の編修事業や各部局の先例調査のために職務上利用されることが少なくありません。

これら所蔵資料を保管する書陵部は、宮内庁本庁舎と離れた、皇居東御苑内の旧江戸城本丸天守台の東側、桃華楽堂の北側に位置しています。書陵部には庁舎に附属した東西書庫、庁舎裏の南書庫の三つの書庫があります。そのうち、公文書庫として主に使用しているのは、西書庫1階と南書庫です。公文書等の恒久的な保存のため、西書庫では自然換気を利用した温湿度管理の調整に重点を置いています。他方、南書庫では東西書庫と異なる構造のため、空調機器等による管理を行っています。



書陵部西書庫1階 公文書庫

3. 公開方法について

(1) 利用方法

利用の方法は、原本の閲覧と写し(複製物)の交付の二つに大別されます。まず、公文書管理法によって認められた利用請求権にもとづく手続きがあります。利用希望者は、希望する資料等を記載した [利用請求書](#) を、郵送または閲覧室の受付に提出することにより、利用を申請することができます。

また、上記の利用請求の手続を経ずに簡便な方法で利用することができる資料もあります。目録において利用制限の区分が、「全部利用」「一部利用」となっているものについて、

閲覧室の受付に [簡易閲覧申込書](#) を提出することにより、原則として当日中に閲覧できます。

写し(複製物)の交付については、閲覧室において利用者が持参したデジタルカメラで撮影できるほか、専門業者の撮影(有償)による複製物の作成が可能です。

(2) 宮内公文書館特定歴史公文書等目録

宮内公文書館の資料目録は、平成26年(2014)10月より図書寮文庫の資料目録と統合して、[「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」](#)としてWeb上で公開しています。当館所蔵の資料を検索できるだけでなく、図書寮文庫との横断検索が可能となっています。同システム上では一部資料の画像を閲覧でき、公開画像の充実化が課題です。

また、トップページにあるギャラリーでは図書寮文庫・宮内公文書館所蔵の資料のなかから、年に数回テーマを決めて、簡単な解説とともに画像を公開しています。

(3) 展示会等の取り組み

当館では、利用促進の一環として、年一回程度 [展示会](#) を開催しています。常設の展示室を持たないため、主に首都圏の文書館・博物館等外部機関との共催により展示会を開催してきました。皇室と地域等との歴史的な関わりをテーマに他館の所蔵する資料とともに展示することにより、当館所蔵の公文書の魅力と独自性を伝えられるよう努めています。

当館では、所蔵する皇室の御活動に関する貴重な資料をさまざまな手法により広く国民の利用に供するとともに、未来へ継承していくという役割を今後とも担っていきたいと考えています。

(つじおか たけし)

【特集：公文書を探索する】

外務省外交史料館の所蔵史料・活動の概要

外務省大臣官房総務課外交史料館 日向 玲理

1. 設立の経緯

外務省では、明治初年の創設以来、省内の一切の記録を網羅的に収集・分類・保存する事務を重視してきました。そこには戦前期に外務大臣を務めた石井菊次郎が、「書類整備の完否は結局、外交の勝敗を決する」と述べたように外交実務を支える記録の重要性が意識されていました。また、わが国外交の経緯を明らかにするため、文書類の編纂・刊行にも力を入れてきました。

しかし、残念ながら第二次大戦などによって多くの重要な外交の記録が焼失しました。戦後の外務省は、残存した記録を整備する一方、散逸史料の収集・復元をはかり、さらに連合国に接收された記録の返還を求めるなど幾多の努力を重ねました。

サンフランシスコ平和条約成立後、国民の外交史実への関心が高まるとともに、外交史や国際政治学などを専門とする内外の研究者は、「外務省記録」を活用した研究を望みました。ところが、当時の外務省には専用の閲覧施設がなく、しかも省員が担当業務のかたわら閲覧に応じるなど、利用者へのサービスは十分とはいえませんでした。

こうした中で研究者を中心に、欧米諸国の例にならい、史料館の設立を要望する声が高まりました。また、外務省としても、書庫の狭隘化に伴い、文書の保存施設を新たに設ける必要がありました。

この結果、誕生したのが、[外務省外交史料館](#)¹（以下、当館という）です。当館は、戦前期の外務省記録を中心とする外交史料の保存、閲覧、展示、編纂など外交史に関する情報を総合的かつ広く一般に提供する外務省の一施設として、1971（昭和46）年4月に開館しました。1988（昭和63）年7月には、展示室・

図書室・収蔵庫を備えた別館が増設（吉田茂記念事業財団より寄贈）されました。

他方、公文書をめぐる法制面に目を転じると、2001（平成13）年には、「[行政機関の保有する情報の公開に関する法律](#)」（情報公開法）の施行に伴い、当館は総務大臣より、歴史的な資料を適切に保存管理する施設に指定されました。

その後、各方面で公文書館・公文書をめぐる様々な議論がなされ、2011（平成23）年4月1日、「[公文書等の管理に関する法律](#)」に基づき、当館は外務省の特定歴史公文書等の管理を行う施設として外務大臣の指定を受けました。これにより当館は、[国立公文書館](#)と同等の機能と役割を担う外交の公文書館となりました。現在、法に基づく歴史的資料の移管受入れ・保存・利用促進という公文書館業務²と、『日本外交文書』の編纂業務を二本柱として、日々の業務に取り組んでいます。

2. 主な所蔵史料の概要

（1）戦前期「外務省記録」

外交活動に伴う外務本省と在外公館との往復電報・公信類をはじめとする史料が、外務省創立から第二次大戦終結までの約80年にわたり、40,000冊を超えるファイルに整理・編纂されています。このうち明治・大正期の記録は、1門（政治）・2門（条約）・3門（通商）など8の大項目に、また昭和戦前期の記録は、第二次大戦終戦関係も含み、A門（政治・外交）・B門（条約）・E門（経済）など16の大項目にそれぞれ分類されています。当館ではこれら戦前期「外務省記録」を、原則として原本で閲覧することができます。

なお、当館は所蔵する戦前期「外務省記録」

¹ 内藤和寿「[外務省外交史料館の所蔵史料と活動—外交史料の総合的情報センターをめざして—](#)」『アーカイブズ』国立公文書館 編、国立公文書館、(34)、2008.12、p.13-15 [国立国会図書館請求記号：Z71-D358]（編集注：以下、請求記号は国立国会図書館の請求記号）参照

² 「[公文書管理法施行後の外交史料館の役割と利用方法](#)」『外交史料館報』外務省外交史料館 編、外務省外交史料館、(25)、2012.3、p.194-203 [請求記号：Z1-442]参照

や諸史料を順次電子画像化³し、[アジア歴史資料センター](#)に提供しています。



「外務省記録」

(2) 戦後期「外交記録」

外務省は1976(昭和51)年以降、作成から30年以上が経過した外交記録を、随時マイクロフィルムやCD-Rによって当館で公開してきました。その後、外務省の歴史的文書を当館に移管する体制が整備される中、いわゆる「密約」問題をきっかけに文書の公開制度も見直されました。その結果、2010(平成22)年5月、作成・取得から30年を経過した外交記録の公開の手続などを定めた「[外交記録公開に関する規則](#)」(外務大臣訓令)が制定され、外部有識者を交えた外交記録公開推進委員会が設置されました。2011年の公文書管理法施行以降は、同法及び上記規則に基づき、円滑かつ迅速な外交記録公開の実施に努めています。当館では現在、約50,000冊の戦後期の外交記録を所蔵しています。

(3) 「通信全覧」「続通信全覧」⁴

「通信全覧」は、開国後の1859(安政6)年と1860(万延元)年の外交文書を徳川幕府が編纂した外交文書集で、320巻あります。

「続通信全覧」は、「通信全覧」の後をうけて、1861(文久元)年から1868(慶応4)年までの編年文書に、修好・貿易などの事項別部門を加えて、外務省が編纂したもので、現在1,784巻が残っています。

(4) 条約書⁵(戦前期)

戦前期に日本が諸外国と結んだ条約書を約600点所蔵しています。その内容は、修好・通商・政治・経済など多岐にわたります。二国間条約は国別に、多数国間条約は、締結年順に整理・保管しています。

(5) 国書・親書⁶(戦前期)

徳川家の将軍・明治天皇・大正天皇・昭和天皇が諸外国の国王や大統領などから受け取った国書・親書を約1,100通所蔵しています。

3. 『日本外交文書』と展示業務の紹介

(1) 『日本外交文書』

日本外交の経緯を示し、外交交渉の先例ともなるべき基本史料である『日本外交文書』として編纂⁷・刊行しています。外務省の事業として1936(昭和11)年から現在までに明治・大正・昭和戦前期の編纂が完了し、刊行総数は216冊となりました。2016年は、編纂開始から80年という節目の年を迎え、新たに戦後期の編纂へと進みます。なお、「[日本外交文書デジタルアーカイブ](#)」では、明治期から1937(昭和12)年頃までのデジタル画像及び目次情報を提供しています。

(2) 展示

別館展示室では、幕末からの日本外交の歩みを示す主要な条約書などを展示している常設展示と特定のテーマのもとで期間限定の[特別展示](#)を行っています。近年、類縁機関との連携展示や在京大使館との共催展示にも積極的に取り組み、展示を通して日本外交の歩みを追体験できるような展示を意識しています。展示室は歴史好きな方々のみならず、大学で外交史や国際政治学などを専攻するゼミの学生、修学旅行の中・高生など幅広い年代の方々にご来館いただいています。そうした方々に、少しでも学ぶところがあつたと思っただけのような展示を心がけています。

(ひなた れお)

³ アジア歴史資料センターのホームページで、戦前期「外務省記録」の大部分をはじめ、「通信全覧」「続通信全覧」、条約書その他、当館所蔵記録を閲覧できます。

⁴ この二つの史料群は、2016年に国の重要文化財に指定されました。

⁵ 日本と諸外国(または国際機関)との間の国際約束に関する文書の原本や原本の真正な写し(認証謄本など)のことです。

⁶ 国家元首が他国の元首に宛てて発出した手紙のことで、いずれにも、元首の署名(サイン)が記されています。条約書に並ぶ重要な外交文書です。

⁷ 吉村道男「[外交文書編纂事業の経緯について](#)」『外交史料館報』外務省外交史料館編、外務省外交史料館、(1), 1988.3, p.60-77 [請求記号: Z1-442]参照

【特集：公文書を探索する】

近現代政治史を映す憲政資料

国立国会図書館利用者サービス部政治史料課 鈴木 宏宗

1. 憲政資料とは何か

国立国会図書館憲政資料室は、憲政資料、日本占領関係資料、日系移民関係資料を所蔵する専門資料室¹です。

このうち憲政資料は、幕末以降の近現代の政治家、官僚、軍人等の個人文書（手紙、日記、書類等）です。旧蔵者ごとに整理し、例えば伊藤博文の所蔵していた文書であれば、伊藤博文関係文書として公開します。現在、憲政資料は旧蔵者単位で約 500 文書、資料点数では約 37 万点に上り、国内有数のコレクションとなっています。これらの個人文書の多くは、研究者や関係機関の仲介を経て、遺族から憲政資料室に寄贈されたものです。

旧蔵者別所蔵状況

旧蔵者	代表例	文書数
元老・重臣	伊藤博文、桂太郎	55
政治家	高橋是清、重光葵	160
官僚	松本学、石射猪太郎	127
軍人	阿南惟幾、宇垣一成	63
学者、思想家	中江兆民、津田真道	23
団体	憲政史編纂会	32
その他	熊谷八十三	23

(2015年3月現在)

2. 個人文書はなぜ重要か

行政機関等が作成する公文書は、政策決定過程を跡付ける基本的な資料です。しかし、政治史等の研究には個人文書が欠かせません。なぜなら、個人文書は、(1)公文書には現れない政策決定や外交交渉の裏側を解明できる資

料であり、(2)自由民権運動家や政策ブレーンであった評論家等、政府の要職になくとも政治史に影響を与えた人物の資料が含まれ、また、(3)（公職にあった期間だけが対象となる公文書と異なり、）個人の生涯をカバーし、家庭環境、人脈、思想を含め、その人物を内面から深く理解できる資料だからです。

ただし、これらの文書は、くずし字の手紙、日記に挟まれたメモ、書き込みのある書類等、様々な形態で残されており、場合によっては判読すら容易ではありません。憲政資料室は、これらを一点ずつ整理して、調査研究のために公開しています。憲政資料を活用して研究者が挙げた学術的成果は、近現代政治史を始め様々な分野に及び、その一部は研究書、教養書としても刊行されます。このように個人文書は、学術研究の進展に大きく貢献する資料と言えます。

3. 憲政資料に垣間見る近現代政治史

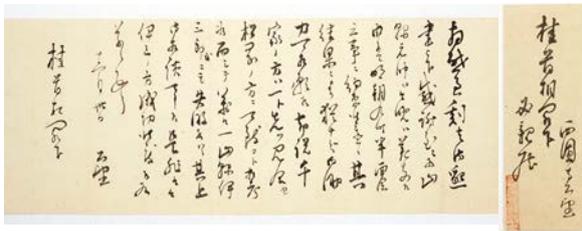
政治家の手紙や日記には、当時の様子を垣間見ることができるものがあります。近現代政治史の現場に立ち会い当事者の息遣いまで聞こえてくるような感覚は、個人文書ならではの魅力です。

3.1 閣僚人事の内幕

明治の末、山県閥の流れをくみ、官僚・貴族院・軍部を掌握していた桂太郎と、立憲政友会総裁の西園寺公望が交互に政権を授受する時期がありました（桂園時代）。西園寺から

¹ 憲政資料室所蔵資料の概要は、藤田壮介「[国立国会図書館憲政資料室のいま](#)」『情報の科学と技術』情報科学技術協会,62(10)2012.10,p.434-439[国立国会図書館請求記号：Z21-144]を参照。

桂に送られた手紙（〔明治 38（1905）年〕12月30日・桂太郎関係文書）は、政権をめぐる両者の調整過程を物語ります。



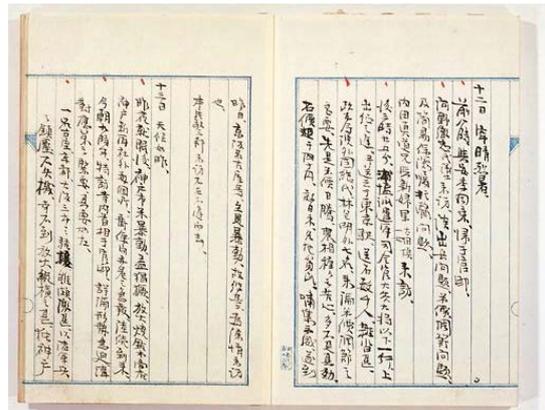
西園寺公望書簡 桂太郎宛 明治 38 年 12 月 30 日
 (国立国会図書館デジタルコレクション²より)

桂内閣は同年 12 月 21 日に総辞職していました。次期首相の西園寺は、この中で貴族院議員の松岡康毅と、元老山県有朋の養嗣子山県伊三郎とを大臣候補に挙げ、事前に閣僚人事について桂の意向を確認しています。実際に、翌年 1 月 7 日に第 1 次西園寺内閣が成立し、松岡は農商務相に、山県は逓信相に就任しています。

この封筒には住所の記載も無く切手も貼られていません。機密保持のために、郵便を使わずに直接、使者が持参したと考えられます。

3.2 米騒動への対応

大正 7（1918）年 7 月、シベリア出兵を見越した米穀商等の思惑買いから米価が騰貴し、ついには富山県で米騒動が勃発しました。8 月に入り、この事件が新聞で一斉に報じられると、騒動は急速に全国に拡大します。当時、寺内正毅内閣の逓信相であった田健治郎の日記（田健治郎関係文書）からは、政府の慌ただしい対応ぶりが見て取れます。



田健治郎日記 大正 7 年 8 月 13 日
 (電子展示会「史料に見る日本の近代」より)

田逓信相は、8 月 12 日に、神戸市で起きた米騒動の一報を受けました。緊迫した事態に、翌 13 日朝には直ちに寺内首相と対処方針を協議し、午後には臨時閣議に臨んでいます。日記には、閣議での発言内容等が独特の漢文で記され、田逓信相が寺内首相を支えて事態の收拾に奔走した様子がうかがえます。

4. 魅力を伝える展示会

憲政資料室は、当館 HP 上のリサーチ・ナビに「[憲政資料室の所蔵資料](#)」として資料の目録を公開し、利用方法を案内しています。

また、憲政資料の魅力をわかりやすく伝える取組として、当館の展示会で展示しています。電子展示会「[史料に見る日本の近代](#)」には、3. で紹介した手紙や日記のほか、近現代政治史に関する貴重な資料が多数掲載されています。中でも、坂本龍馬の「[新政府綱領八策](#)」は人気資料の一つです。

毎年秋には、「あの人の直筆」、「1945・終戦の前後、何を読み、何を記したか」等のテーマで展示会を開催し、原資料が持つ迫力に触れることのできる機会も設けています。

憲政資料室は、資料の公開を通じて、広く憲政資料の価値を伝え、学術研究へ一層貢献したいと考えています。

(すずき ひろむね)

² [国立国会図書館デジタルコレクション](#)に、電子展示会で使用した約 300 点の憲政資料を収載しています。

【特集：公文書を探索する】

欧州議会とアーカイブ

—歴史公文書部門を訪問して—

国立国会図書館調査及び立法考査局議会官庁資料課 舟越 瑞枝

1. はじめに



2016年3月、筆者は [欧州議会事務局調査サービス総局図書館局歴史公文書部門](#) を訪問する機会を得ました。欧州議会は欧州連合（以下、「EU」という。）の機関の一つであり、EU法の立法や各EU機関の活動の監督等、特に重要な役割を担っています。今回訪問した歴史公文書部門と公文書館・図書館両方のサービスを提供する閲覧室は、ルクセンブルク市キルシュベルク地区にある欧州議会事務局内に置かれています。この地区には、欧州司法裁判所や欧州会計検査院、欧州投資銀行などの多くのEU機関が集まっています。

今回は、この歴史公文書部門の主な業務について、(1)歴史公文書の収集・整理・保存、(2)資料の利用提供および研究支援、(3)刊行物やイベント等による情報発信、の3つに分けてご紹介します。

2. 歴史公文書の収集・整理・保存

現在、欧州議会では、文書の作成からその保存にいたるまでの一連の文書管理は [2012年の理事部決定](#) に基づいて行われています。この理事部決定において「文書 (document)」とは、「欧州議会、議員、職員がその任務の中

で作成または受け取った、あるいは、欧州議会の活動に関係する、紙、電子形態、音声、画像、または映像で記録されたあらゆるコンテンツ」と定義されます。

歴史公文書部門は、これらの文書のうち、歴史公文書 (Historical Archives)、つまり特にその歴史的価値から永久保存すべき文書を収集、管理しています。欧州石炭鉄鋼共同体の共同総会が設置された1952年以降、現在までに収集された文書の数は約500万点以上になります。例えば、総会や委員会の議事録 (Minutes) や速記録 (Verbatim Reports of Proceedings)、決議 (Resolutions)、委員会報告書 (Reports)、質問 (Parliamentary Questions) や請願 (Petitions) といった議会文書のほか、議長や理事部などの意思決定機関が作成した文書や公簡、議員個人の私文書なども収集しています。

文書管理の流れの概略は、まず、欧州議会内のどの部局も、所管文書の保存期限が近づくと、歴史公文書として保存すべき文書を選別し、それらを歴史公文書部門に移管します。歴史公文書部門では、歴史公文書を保存し後世に残していくという役割がありますので、移管文書の収集作業や書誌情報入力、インデックス付与などの整理作業が行われます。紙の文書については順次デジタル化され、ARCDOC と呼ばれるデータベースに投入されます。

その後、収集・整理作業を終えた文書の原本は、原則としてイタリアのフィレンツェにある欧州大学院（以下、「EUI」という。）付属の [欧州連合歴史公文書館](#)（以下、「HAEU」という。）に移管されます。これは、EUの前

身である欧州諸共同体(以下、「EC」という。)と EUI との間で 1984 年に締結された、EUI による歴史公文書の保管及び公開に関する [協定](#) に基づくものです。EU 機関の歴史公文書の原本は原則として、EUI が保管し公開することが定められています。

2015 年、欧州議会の歴史公文書部門では 75,000 点以上の電子ファイル及び 350 メートル分以上の紙ファイルの収集・整理作業を行い、このうち 206 メートル分の紙ファイルを HAEU に移送したとのことでした。

3. 資料の利用提供および研究支援

歴史公文書部門の重要な役割の一つに、歴史公文書の公開が挙げられます。1983 年、EC は、どの機関もそれぞれ歴史公文書館を開設して歴史公文書を広く一般に公開することを定める [規則](#) を制定しました。欧州議会では、歴史公文書部門の運営する閲覧室がその役割を担っています。

上述のとおり、文書の原本は HAEU に移管されますが、デジタル化等によって複製された資料の利用提供は可能です。歴史公文書部門ではほとんどの文書をデジタル化しており、閲覧室内の端末に搭載されたデータベース (ARCDoc) を使って文書を検索、閲覧することができます。

また、利用提供を行っているのは文書だけではありません。写真やポスターなどのほか、欧州議会や欧州統合の歴史、議会制度や民主主義といったテーマについて歴史的な視点から書かれた資料、調査の参考となる資料なども含まれます。公文書館としてだけでなく図書館としてこれらの資料を収集、提供することも同部門の役割です。

資料を閲覧、入手したい場合、来館又はメール等での遠隔サービスのいずれの方法も可能です。必要な文書が特定されている場合はそれをメール等でリクエストすると電子メールにコピー資料を添付して送付してもらえま

すし、特定されていない場合であっても、研究テーマに関連する文書だけでなく、参考となる図書や雑誌記事等の紹介を含むリストを送付してもらうことができ、研究の手掛かりを得ることができます。さらに、研究テーマの範囲が広く大量の文書の検索や閲覧を必要とする利用者には、最長 1 か月のスタディビジット (訪問調査) を申し込んで閲覧室で専門の職員に直接相談しながら調査することを勧める場合もあるそうです。専門の職員による研究支援を受けられるのは、利用者にとって大きな魅力ではないかと思います。

4. 情報発信

歴史公文書部門は、自ら欧州議会や欧州統合の歴史についての調査を行い、その内容をまとめた [刊行物](#) を発行しています。また、それらをテーマとするウェブサイトのコンテンツを充実させ、展示やイベントの企画なども行うなど、積極的に情報発信をしています。例えばウェブサイト上のコンテンツ「[Oral History Project](#)」では、元欧州議会議長にインタビューを行い、その経歴や活動に関連する文書を一緒に紹介しています。「[100 Books on Europe to Remember](#)」は、欧州統合の歴史に関する学術的な著作を集めたプロジェクトで、ウェブサイトでの資料紹介だけでなく、閲覧室で実物の常設展示も行われていました。

5. 終わりに

今回の訪問時、この閲覧室は、スタッフの方々の対応もとても親身で、フレンドリーな雰囲気です。居心地の良かったことが印象的でした。欧州議会の歴史公文書部門が提供している資料・情報は、ウェブサイトや刊行物、メールによる照会など、様々な方法でアクセスすることができます。この記事が欧州議会への関心につながるきっかけになれば幸いです。

(ふなこし みづえ)

ニュージーランド図書館訪問記

：国立図書館、市立図書館、議会図書館

国立国会図書館総務部支部図書館・協力課 横田 志帆子

筆者は平成 28 年 3 月にアジア・オセアニア地域国立図書館長会議¹に参加するためにニュージーランドのウェリントン市を訪れ、同地にある図書館 3 館を訪問しました。本稿では、筆者が訪れた国立図書館、市立図書館、議会図書館という館種が異なる 3 つの図書館について、写真を交えて紹介します。

1. ニュージーランド国立図書館

ニュージーランド国立図書館（以下、「NLNZ」といいます。）は、1965 年に国立図書館法に基づき設立されました。NLNZ には 3 つの源流があり、一つはニュージーランド議会図書館（後述）、二つ目は 1918 年に国に遺贈された個人コレクションに基づくアレクサンダー・ターンプル図書館、そして 1945 年に最初の国立図書館長の就任とともに設立された国立図書館サービスです。現在の建物は 1987 年に開館、改修を経て 2012 年に再開館したもので、ニュージーランドの首都ウェリントンに位置します。蔵書は納本制度によって収集される国内出版物のほか、音楽・映像資料、手稿、写真、アジア・オセアニア地域関係資料等によって構成されています。

NLNZ の使命は「(1) 資料、特にニュージーランドに関するものについて、文書遺産ないし taonga（マオリ語で『宝物』の意味）としての在り方に応じた方法で収集、保存及び

保護し、あらゆる国民がアクセスできるようにすること、(2) 国内の他の図書館の活動を補佐し、促進すること、(3) 国際的な図書館コミュニティの成員を含め、類似する目的を持った他機関と連携すること、の 3 点を通じて国民の文化的・経済的生活及び他国との交流を豊かにすること」²と国立図書館法に規定されています。他方、ニュージーランド住民の社会参加を可能にするためのリテラシー向上や、資料を通じてニュージーランドの記憶を語り直すことにより過去を知り未来のことを考える機会と場を提供する等の取り組みも行われています。



NLNZ 外観

NLNZ の 1 階は特別な手続きなしに利用ができ、共用のワークスペース（“net.work”）や展示室、カフェ等があります。入口付近のインフォメーションカウンターはカヌーを模しており、NLNZ へやってくる人々がそれぞれ

¹ 通称 CDNLAO（Conference of Directors of National Libraries in Asia and Oceania）会議。アジア・オセアニア地域の図書館の情報共有、相互協力を目指し、今年はニュージーランド国立図書館が主催で第 24 回会議が開催されました。

² New Zealand Legislation “National Library of New Zealand (Te Puna Mātauranga o Aotearoa) Act 2003”（平成 28 年 5 月 26 日閲覧）

れの目的に向けて漕ぎ出すイメージを反映しています。net.work では Wi-Fi や PC、3D プリンターが無料で提供され、来館者が自由に活用している様子が見て取れました。こうした意匠や施設には、多種多様なルーツを持つ移民が多く集まるニュージーランドという国にあって、NLNZ があらゆる人が機会を見つけられるような場であろうという意図が込められているように感じました。



1階、左に見えるのがインフォメーションカウンター

2階は登録利用者用の閲覧スペースとなっています。以前は1階、2階、地下にわたって合計12の閲覧室があったそうですが、2009年に行った大規模アンケートの結果を受け、2012年の再開館を機に“General Reading Room”（総合閲覧室）ですべての蔵書の資料請求及びレファレンスを受け付けることが可能になりました³。閲覧室を統合したおかげで共有スペースを広く取ることができ、より外に向けて開かれた印象がもたらされたとのこと。開架されている資料の中には、マオリの歴史に関する資料、個人や家族のルーツを探るための資料、写真コレクション等があります。

³ 特別なコレクションに関しては Katherine Mansfield Reading Room か Charles Heaphy Reading Room の2つの特別閲覧室での閲覧となる場合があります。



2階総合閲覧室

NLNZ では資料を長期にわたり保存するための予防的対策として、収蔵する資料の種類によって書庫の温度が個別に設定されています。例えば紙資料の書庫は14℃、写真のネガの保存書庫は-29℃に設定されています。湿度は44～55%に保たれています。このような厳重な温湿度管理は停電時でも電力供給が可能なシステムによって維持されています。また、紙媒体の資料は直接ラベルを貼らなくても良いように箱に入れて保管されていました。



書庫

一方で、NLNZ に持ち込まれた時点で傷んでいた資料等については、専用の部屋で修復作業を行います。図書、手稿、写真、芸術品等の種別それぞれに専門のスタッフが割り当てられています。筆者が見学した際には、土

手の泥の中から見つかった資料の土を落とす作業が行われており、様々な道具で除去を試みた結果、電動の消しゴムが紙を傷めずにこびりついた土を落とすのに最適だとわかったことを教えてもらいました。手稿の修復には日本製の和紙（典具帖紙（てんぐじょうし）、国立国会図書館でも新聞の修復等に用いられているもの⁴）が活用されており、成田から飛行機で片道 14 時間という遠い街で思いがけず見知った顔に会ったような心地でした。



資料修復作業室

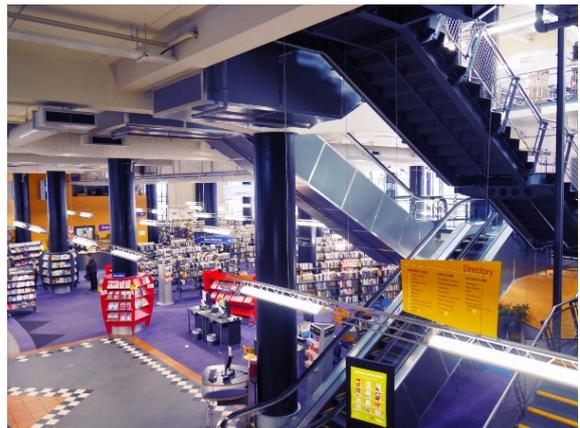
2. ウェリントン市立中央図書館

ウェリントン市内には 12 の市立図書館があり、中央図書館はその中で最大の蔵書数を誇ります。ウェリントン市立図書館の歴史は古く、1869 年に公共図書館法が制定され、1893 年に最初の図書館が設立されました。現在の中央図書館の建物は 1991 年に建てられたものです。広々とした館内には児童・ヤングアダルト向けの資料、雑誌、政府関係資料（法令資料）、地域資料、家族及び個人の歴史に関する資料、車やバイクのマニュアル、マオリに関する資料等が開架されていました。

中央図書館を含む市立図書館はニュージーランド在住者であれば誰でも利用者登録をす

ることができます。

ホームページ上には移民向けの図書館利用ガイドがアラビア語、中国語、フランス語、フィジー語、サモア語、トンガ語等の計 25 言語で提供されています⁵。日本語のページを参照してみると、「ウェリントンの暮らしに役立つ情報」として住宅情報、公衆衛生情報、求人情報等も掲載されていました。また、児童向けの学習教材はもちろんのこと、第二言語として英語を学習するための教材や、履歴書の書き方、応募書類の作成、面接のテクニック等、就職活動に関する資料が提供されていることも、海外からの移住者が多いニュージーランドにおけるニーズを反映しているのだと感じました。



ウェリントン市立中央図書館

3. ニュージーランド議会図書館

ニュージーランド議会図書館の前身（General Assembly Library）は、1858 年に設立されました。当時ニュージーランドの首都はオークランド市であり、1865 年の遷都の際に議会はウェリントン市に移動することになりました。図書館の建物は 1899 年に建てられました。ニュージーランドで最初に納本制度が定められたのは 1903 年ですが、当時

⁴ 「和紙、大活躍！！図書館資料を和紙でなおす」『国立国会図書館月報』，国立国会図書館,(654),2015.10, p.9-14

⁵ Wellington City Libraries Te matapihi ki te ao nui “[Migrant Communities Library Guide](#)”（平成 28 年 5 月 26 日閲覧）

国立図書館は存在しておらず、この議会図書館が納本図書館としての役割を担っていました。その後、1965年に国立図書館法（前述）の制定により、議会図書館、アレクサンダー・タンブル図書館と政府の国立図書館サービスを統合して NLNZ が設立され納本図書館となりました。1985年に議会図書館が分離しましたが、納本図書館の機能は受け継がれませんでした。

ニュージーランド議会図書館では 55 名のスタッフが年間約 1 万件の調査依頼への回答を行っています。かつては約 60 万点の蔵書を抱えていたそうですが、現在はインターネット上の政府刊行物等から事実情報、基本的情報を入手し、電子ジャーナル（EBSCO、ProQuest 等）で学術的情報を入手して裏付けを行い、必要最低限の 18 万点の所蔵資料で不足分を補完する調査体制を取っているとのことです。

ニュージーランドでは、1993年の選挙制度改革によって小選挙区制から小選挙区比例代表併用制への転換がありました。これによって、以前より移民を含む人種的マイノリティ等のコミュニティを代表する小政党が議席を獲得できるようになり、議会図書館にも幅広い内容の依頼が寄せられるようになったそうです。



ニュージーランド議会図書館 閲覧スペース

4. おわりに

今回ニュージーランドに滞在したのは 4 日間という短い期間でしたが、運営主体やサービス対象が異なる 3 つの図書館の訪問を通じて、資料保存の取組みや議会へのサービス等の自館と共通する部分について親近感を覚えると同時に、異なる部分に目を向けることでそれが根差す社会的・文化的背景についても知ることができました。

いずれの館でも移民を念頭に置いたサービスが行われていましたが、ニュージーランドでは、過去 30 年間で移民の数が 1.5 倍にも増えたそうで、3 館ともそれぞれに社会の変化に伴うニーズの変化を的確にくみ取ってサービスに反映しているのだとわかりました。

最後に、忙しい合間を縫って見学案内に対応くださった NLNZ、ウェリントン市立中央図書館及びニュージーランド議会図書館の皆様がこの場を借りて御礼申し上げます。



ウェリントンの街並み

(よこた しほこ)

国立国会図書館 利用者アンケートご協力のお願い

国立国会図書館が提供する各種のサービスを改善するために、次のとおりアンケートを実施します。

国立国会図書館ホームページアンケート

国立国会図書館ホームページを利用されている方々を対象としたアンケートです。

あわせて、当館ホームページから利用できる各コンテンツについてのアンケートも実施します。皆様のご意見をお聞かせください。

- アンケートページ <http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/enquete/index.html>
[国立国会図書館ホームページ](#) > [国立国会図書館について](#) > [利用者アンケート](#)
- 実施期間 6月20日(月)～9月23日(金)

図書館アンケート

国内の図書館等を対象としたアンケートです。「図書館及び関連組織のための国際標準識別子(ISIL)」に登録している図書館等のうち、約1,300館に対して、7月に調査票をお送りする予定です。ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ
国立国会図書館 総務部 企画課 評価係
メールアドレス hyoka@ndl.go.jp

日 誌 (平成 28 年 4 月～平成 28 年 6 月)

平成 28 年	4 月 1 日	国立国会図書館人事異動 館長 羽入 佐和子 (前 大滝 則忠) 支部図書館長異動 内閣法制局図書館長 鈴木 芳樹 (前 田中 元隆) 内閣府図書館長 渡辺 有二 (前 戸崎 良一) 宮内庁図書館長 伊勢崎 捨思 (前 阿部 秀明) 総務省統計図書館長 柏木 一郎 (前 小松崎 隆) 林野庁図書館長 二口 文彦 (前 洞田貫 勝好) 特許庁図書館長 武田 一彦 (前 松下 達也) 環境省図書館長 鮎川 智一 (前 松田 和久)
	4 月 4 日	「会計検査職員新採用研修」での出張説明を実施
	4 月 6 日	「総務省新規採用職員(一般職)研修」での出張説明を実施
	4 月 11 日	「文部科学省新規採用職員等研修」での出張説明を実施 「国土交通省総合課程新採用職員(本省一般職)研修」での出張説明を実施
	4 月 12 日	「人事院新採用職員研修」での出張説明を実施
	5 月 13 日	平成 28 年度行政・司法各部門支部図書館新規配属職員研修 I 「支部図書館制度等に関する説明会」「国立国会図書館の見学」
	5 月 17 日	平成 28 年度行政・司法各部門支部図書館新規配属職員研修 II 「利用者サービス案内の基礎」 「NDL-OPAC の検索、各種サービスと申込方法」
	5 月 16 日	「気象庁平成 28 年度初任職員研修」での出張説明を実施
	5 月 20 日	平成 28 年度行政・司法各部門支部図書館新規配属職員研修 I・II ※5 月 13 日、17 日と同様の内容を一部短縮して開催
	5 月 24 日	平成 28 年度行政・司法各部門支部図書館新規配属職員研修 III 「国立国会図書館における複写サービスと著作権」 「調べ案内ーレファレンスツールの基礎」「交流会」
	5 月 27 日	平成 28 年度行政・司法各部門支部図書館新規配属職員研修(つくば)
	6 月 3 日	平成 28 年度行政・司法各部門支部図書館司書業務研修 「利用者と情報をつなぐ場をつくる」 (館外講師：尼川 ゆら(空間演出コンサルタント))
	6 月 3 日	「気象庁平成 28 年度初任職員研修」での出張説明を実施
	6 月 10 日	平成 28 年度行政・司法各部門支部図書館職員司書業務研修 「図書館資料の保存のための講義及び実習(予防的保存を中心に)」
	6 月 14 日	平成 28 年度行政・司法各部門支部図書館職員司書業務研修 「レファレンスサービスー科学技術分野」 「レファレンスサービスー新聞情報」

6月15日	平成28年度行政・司法各部門支部図書館職員司書業務研修 「レファレンスサービス—経済社会分野」 「レファレンスサービス—人文分野」
6月17日	支部図書館長異動 日本学術会議図書館長 小林 真一郎 (前 吉住 啓作) 総務省図書館長 山崎 俊巳 (前 奈良 俊哉)
6月17日	平成28年度行政・司法各部門支部図書館職員司書業務研修 「目録法入門」
6月20日	平成28年度第1回兼任司書会議
6月20日	平成28年度行政・司法各部門支部図書館職員司書業務研修 「分類法入門」
6月21日	支部図書館長異動 文部科学省図書館長 信濃 正範 (前 柳 孝) 厚生労働省図書館長 中井 雅之 (前 森川 善樹) 海上保安庁図書館長 石井 昌平 (前 上原 淳)
6月21日	平成28年度行政・司法各部門支部図書館職員司書業務研修 「レファレンスサービス—判例の探し方」 (館外講師：藤井 康子 (平成国際大学))
6月23日 ～24日	平成28年度専門図書館協議会通常総会・全国研究集会
6月27日	支部図書館長異動 国土交通省図書館長 岩城 宏幸 (前 金子 英幸)
6月28日	平成28年度行政・司法各部門支部図書館職員司書業務研修 「レファレンスサービス—法令の探し方」 「著作権と図書館業務」(館外講師：星川 明江 (文化庁長官官房著作権課)) 「報告・懇談会」

国立国会図書館刊行物紹介（平成28年4月～平成28年6月）

当館 HP に公開されている刊行物の中から、平成28年4月～平成28年6月の間に公開された記事の一部を紹介します。

[『国立国会図書館月報』](#)

国立国会図書館の蔵書や各種サービスについて総合的に紹介する広報誌です。2004年4月以降はPDF形式でご覧いただけます。

- 平成27年度東日本大震災アーカイブ国際シンポジウム 地域の記録としての震災アーカイブ ～未来へ伝えるために～ ([662号 \(2016年6月\)](#))
- 国際子ども図書館の新しいサービス ([661号 \(2016年5月\)](#))
- 国立国会図書館のしごと。([660号 \(2016年4月\)](#))
- ・ (2016年刊行分一覧)
- ・ ([2015年刊行分一覧](#))

[『調査と情報』－Issue Brief－](#)

国政上の重要課題について、その背景・経緯・問題点等を簡潔にとりまとめた雑誌です。

- No.913 「[介護分野の外国人労働者受入れ問題](#)」 (2016.6.30)
- No.912 「[高齢者介護をめぐる諸課題](#)」 (2016.6.7)
- No.911 「[原発再稼働と地方自治体の課題－避難計画、安全協定、税財政措置－](#)」 (2016.5.31)
- No.910 「[平成28年 \(2016年\) 熊本地震の概況](#)」 (2016.5.26)
- No.909 「[欧州にみる同一労働同一賃金](#)」 (2016.4.26)
- ・ ([2016年刊行分一覧](#))
- ・ ([2015年刊行分一覧](#))

[『外国の立法』](#)

諸外国の立法動向を簡潔にまとめています。季刊版と月刊版があります。

- 「[EUにおける「難民12万人割当て決定」](#)」 (No.268 (2016年6月：季刊版))
- 「[【EU】テロとの闘いに関する指令案－外国人戦闘員問題等への対応－](#)」 (No.267-2 (2016年5月：月刊版))
- 「[【アメリカ】情報自由法 \(FOIA\) の改正案](#)」 (No.267-1 (2016年4月：月刊版))
- ・ ・ ・ 他

また、月刊版では、各国の立法情報をコンパクトにまとめた短信も掲載しています。

- ・ 2016年5月：月刊版 [短信](#)
- ・ 2016年4月：月刊版 [短信](#)
- ・ ([2016年刊行分一覧](#))
- ・ ([2015年刊行分一覧](#))

[『カレントアウェアネス』](#)

図書館及び図書館情報学における、国内外の近年の動向及びトピックスを解説・レビューする情

報誌です。

「[国際図書館資料識別子 \(ILII\)](#)」(No.327 (CA1872-CA1878) 2016.6.20)

・・・他

※※次号『びぶろす』74号のお知らせ※※

2016年10月発行予定です。



73号

平成28年7月

発行 / 国立国会図書館総務部
ISSN : 1344-8412

web版ではリンクをご活用いただけます

<http://www.ndl.go.jp/jp/publication/biblos/>

 国立国会図書館
National Diet Library, Japan